

グループA 自ら学び続ける教職員研修支援事業 Q&A

Q1 研修にあたり、注意することはありますか。

A1 活動に際しては、代表者だけでなく全員が「自ら学び続ける教職員研修支援事業費補助金交付要綱」等を確認した上で、ワークライフバランスを保ちながら、研修をすすめてください。

Q2 申請や活動に際して、各所属校の管理職に了解を得る必要はありますか。

A2 公務外の活動ですから、各所属校管理職が参加の許可をするものではありませんが、管理職(校長・副校長・教頭)には申請や活動に参加することを報告しておいてください。なお、成果報告の報告会は公務内に実施しますので、了解を得てください。

Q3 申請すれば、すべて補助金はもらえますか。

A3 本事業は、補助の有無に関わらず、土日や放課後などの勤務時間外の自主的な研修活動がなされていることを前提としています。その上で、

- ① 提出された活動計画書等から、目的性、計画性、継続性、独自性、還元性の5つの観点で審査し、県全体の予算の範囲内で、採択の可否を決定します。
- ② 審査の結果、決定通知を受け取ったグループが対象です。交付決定に際しては交付対象の経費を審査します。活動に伴う講師謝金や旅費、研修活動の交通費、会場借上げ費、資料費や消耗品費に対して助成します。構成員が調査・視察等に行くための交通費は助成されますが、宿泊費は対象外です。当該グループが開催する場合の交通費や宿泊費も対象外です。また、備品購入費(単価5万円(税込)以上)は対象になりません。
- ③ 決定通知日以前に支出されたものは交付できません。

Q4 高教研、中教研、小教研等、すでにある団体の活動と兼ねて申請することはできますか。

A4 すでに組織的な活動を行っている団体や、他の助成金を受けている活動は対象外です。

Q5 授業日に年休を取得して参加する研修会の交通費等も補助金の対象になりますか。

A5 公務外の活動が前提ですので、通常授業日の勤務時間内に行われる活動は補助の対象外です。

Q6 長期休業中に活動することは可能ですか。

A6 長期休業中で授業や学校行事等もなく、業務に支障がなければ活動することができます。なお、長期休業中の勤務時間中に職務専念義務を免除されて研修を行う場合は、研修後に報告書を提出することが必要です。

Q7 グループが主催する研修会に、構成員以外の者が参加してもよいですか。

A7 グループに属さない教職員等であっても、グループの活動を傍聴するなど参加しても差支えありません。ただし、補助金の対象外ですので交通費等の経費を支払うことはできません。

Q8 補助金の対象となった活動は、その成果をどのように還元すればよいですか。

A8 県教育委員会では、中間報告として他のグループと交流する場を、年度末には成果報告をする場を設定しています。各グループにおいても校内外で発表するなど積極的に成果を還元してください。

Q9 補助金はどのように支払われますか。

A9 事業完了後に報告書等を提出し、補助金額の確定後、補助金の交付を受けます。それまでは自己資金で支出してください。なお、領収書等費用を証明するものがない場合は支払いができません(カード払いは不可)ので、紛失しないよう適切な管理を行ってください。

※「自ら学び続ける教職員研修支援事業費補助金交付要綱」もご覧ください。